



一 地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの三分の一以上を出資している法人

二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、地方公共団体が基本財産たる財産の全部又は一部を拠出しているもの

(産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律施行令の一部改正)

第一条 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律施行令(平成四年政令第三百四号)の一部を次のように改正する。

第五条 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律施行令(平成四年政令第三百四号)の一部を次のように改正する。

第五条の九第四項中「掲げる施設」を「又は第二号に掲げる施設(同項第一号に規定する建設廃棄物処理施設を含むものを除く。)」に改める。

第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の二条を加える。

(法第二条第二項第二号の政令で定める規模)

第一条 法第二条第二項第二号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 焼却施設 一日当たりの処理能力が五十トン以上のもの

二 法第二条第二項第一号に規定する安定期最終処分場 産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積が一万平方メートル以上又は埋立容量が五万立方メートル以上のもの

三 法第二条第二項第一号に規定する遮断型最終処分場 産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積が五百平方メートル以上又は埋立容量が一千五百立方メートル以上のもの

四 法第二条第二項第一号に規定する建設廃棄物処理施設 一日当たりの処理能力が百トン(木くずの再生のみを行う施設については、三十トン)以上のもの

(輸出貿易管理令の一部改正)

第三条 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条 第二項第三号中「第九条の六第二項」を「第九条の九第二項」に改める。

(地方税法施行令の一部改正)

第五条 第二項第三号中「第九条の五の二」を「第二号、第四号又は第五号」に改める。

第五十六条の二十五の中「第九条の五の二第一項」を「第九条の八第一項」に改める。

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第五条 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の九第四項中「掲げる施設」を「又は第二号に掲げる施設(同項第一号に規定する建設廃棄物処理施設を含むものを除く。)」に改める。

第十八条の二第三項第十号中「第十七条第一号」の下に「若しくは第二号に掲げる業務(同法第二条第二項第一号に規定する建設廃棄物処理施設を含む同項に規定する特定施設に係るものを除く。)又は同法第十七条第三号」を加える。

第二十一条の八第二十四項中「規定する特定施設」の下に「同項第一号に規定する建設廃棄物処理施設を含むものを除く。以下この項において同じ。」を加える。

第二十八条第四項中「掲げる施設」を「又は第二号に掲げる施設(同項第一号に規定する建設廃棄物処理施設を含むものを除く。)」に改める。

第三十九条の五第二十五項中「規定する特定施設」の下に「(同項第一号に規定する建設廃棄物処理施設を含むものを除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第三十九条の二十二第三項第十号中「第十七条第一号」の下に「若しくは第二号に掲げる業務(同法第二条第二項第一号に規定する建設廃棄物処理施設を含む同項に規定する特定施設に係るものを除く。)又は同法第十七条第三号」を加える。

(地価税法施行令の一部改正)

第六条 地価税法施行令(平成三年政令第七百七十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「第九条の五の二第一項」を「第九条の八第一項」に、「第五条の四」を第五条の五に改め、同条第五項中「第五条の四」を「第五条の五」に改める。

(大蔵省令第五十号)

○大蔵省令第五十号  
国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)第一条及び予算決算及び会計令(昭和二十一年勅令第二百六十五号)の規定に基づき、政府資金調達事務取扱規則及び日本銀行国庫金取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成十二年六月二日

第一条 政府資金調達事務取扱規則及び日本銀行国庫金取扱規則の一部を改正する省令  
大蔵大臣 宮澤 喜一  
平成十二年六月二日

第一条 政府資金調達事務取扱規則(平成十一年大蔵省令第六号)の一部を次のように改正する。  
大蔵大臣 宮澤 喜一  
内閣総理大臣 森 喜朗  
通商産業大臣 深谷 隆司  
自治大臣 保利 耕輔  
厚生大臣 丹羽 雄哉  
平成十二年六月二日

五項、第十二条の二第六項」を「第九条の五第一項及び第二項、第九条の六、第九条の七第二項、第十二条第六項、第十二条の二第七項」に、「第十二条の四第六項、第十二条の五」を「第十二条の五第六項、第十二条の六」に、「第十五条の五まで、第十二条の二第一項、第二項及び第四項」を「第十五条の二第一項から第三項まで及び第五項」に、「並びに第二十条」を「第二十条に改め、「を除く。」又は同法第十七条第三号」を加える。

六項、第十二条の二第六項」を「第十二条の二第一項から第三項まで及び第五項」に、「並びに第二十三条の三から第十二条の五第五項、第十二条の六」に、「第十五条の五まで」を加える。

七項、第十二条の二第六項」を「第十二条の二第一項から第三項まで及び第五項」に、「並びに第二十二条の二第一項から第三項まで及び第五項」に、「並びに第二十三条の五まで」を加える。

八項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令(平成十四年政令第十一号)の一部を次のように改正する。

九項、第六条第二項第一号に「同法第十四条の三において同じ。」を加える。

第十項、第六条第二項第一号に「同法第十四条の三において同じ。」を加える。

第十一項、第六条第二項第一号に「同法第十四条の三において同じ。」を加える。

第十二項、第六条第二項第一号に「同法第十四条の三において同じ。」を加える。

第十三項、第六条第二項第一号に「同法第十四条の三において同じ。」を加える。

第一項、第二項及び第三項に「(借入人)」を加える。

第一項、第二項及び第三項に「(借入人)」を加える。

附 則  
(施行期日)

この政令は、平成十二年十月一日から施行する。ただし、第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条の二第二号の改正規定及び同令第八条を同令第八条の二とし、同令第四章中同条の前に一条を加える改正規定、第二条の規定、第四条中地方税法施行令第五十四条の十五の三の改正規定並びに第五条の規定は、公布の日から施行する。

二 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三 大蔵大臣 宮澤 喜一  
厚生大臣 丹羽 雄哉  
通商産業大臣 深谷 隆司  
自治大臣 保利 耕輔  
内閣総理大臣 森 喜朗

四 1 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

五 1 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

六 1 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

七 1 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

八 1 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

九 1 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

十 1 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

十一 1 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

十二 1 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

十三 1 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。